

出荷制限指示後の管理の考え方 (米)

米の管理対策については、出荷制限の一部解除に向け、出荷制限が指示された福島市旧水原村で生産された米の全量を把握し管理計画を策定するとともに、市町村等と連携し次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、J A系統出荷団体及び系統外出荷団体（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、米の出荷制限が指示された福島市旧水原村における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動を通じて徹底を図る。

(2) 流通対策

出荷団体、出荷販売事業者等に対し、県の管理下で行ったこれまでの放射性物質検査の結果、基準値以下となつてすでに出荷されている米を除き、出荷制限が指示された区域の米を取り扱わないこと、産地の市町村（福島市産の米については旧水原村以外の区域で生産されたこと）を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村等からの出荷への対応

出荷制限が指示された福島市旧水原村以外の区域から産出される米については、出荷団体等について、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

(注) : 出荷制限が指示された区域 (昭和 2 5 年 2 月 1 日現在の市町村の区域)

福島市旧水原村

(福島市旧水原村は、現在の福島市松川町水原に相当。)